

④ 23 区別 避難場所等指定図

避難場所等指定図(第8回指定見直し)

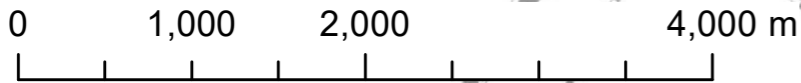
11. 大田区



NO	避難場所名
43	東京工業大学
44	平和島地区
45	昭島野球場一帯
46	森ヶ崎公園
47	東京国際空港天空橋周辺
48	萩中公園
49	旧蒲田電車区周辺一帯
50	池上本門寺一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯
187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
219	洗足池公園一帯

NO	地区内残留地区
322	八潮・東海・城南島地区
323	昭島地区
324	京浜島地区
325	羽田空港地区
332	平和島地区
334	蒲田地区

- 避難場所
- 地区内残留地区
- 避難地区割当
- 区界
- 避難道路
- 鉄道
- 道路
- 町丁界



⑤ 許可工作物の耐震対策実施方針

許可工作物の耐震対策実施方針（橋梁編）

◆耐震性を有する施設の条件

◆診断基準・設計基準

・「河川構造物の耐震性能照査指針（H24.2）」と同等以上の照査基準^{※1)}である以下の基準により、耐震診断及び耐震対策、耐震設計がされていること。

※1) 阪神・淡路大震災を契機として地震動と液状化層の判定方法が大幅に見直されたため、同等以上の照査基準とは、阪神・淡路大震災以降の照査基準を目安としている。

- ・道路橋示方書・同解説（H24.3、H14.3、H8.12）^{※2)}
- ・兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係わる仕様（1995年）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（2009年版、1997年版）
- ・鉄道構造物設計標準・同解説 耐震設計（H24.9、H11.10）^{※3)}
- ・兵庫県南部地震による鉄道施設の被災に関する調査（1997年12月）^{※3)}

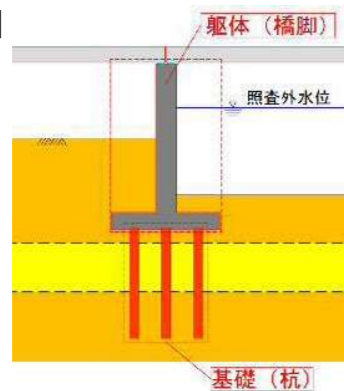
※2) 道路橋は「既設橋の耐震補強設計に関する技術資料（H24.11）」の考え方を適用できる
 ※3) 鉄道橋は、国土交通省通達により各自で耐震基準を定めるため、照査内容の確認が必要

◆照査箇所

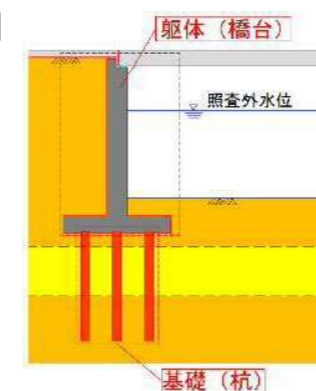
・以下の全ての箇所について耐震診断及び耐震対策、耐震設計がされた施設であること。

- 橋脚形式：両側が橋桁となっている施設
 躯体（橋脚）、基礎（杭）
- 橋台形式：片側のみ橋桁となっている施設
 躯体（橋台）、基礎（杭）

【橋脚形式】



【橋台形式】



◆耐震性能

・各管理者が設定した耐震性能

- ・治水・利水上の重要度とは異なり、路線の重要度に応じて耐震性能が規定される。橋梁に損傷が生じた場合に致命的な損傷に至らなければ、堤防としての機能は確保されるため、各管理者が設定した耐震性能を基本とする。
- ・橋台形式で以下に該当する施設は、レベル2地震動に対する照査を省略してもよい。
 - ①レベル1地震動に対して耐震照査が実施され、耐震性能を満足している施設
 - ②深度20m以下に液状化層がない施設
 - ③橋長25m以下の橋梁

◆耐震診断・対策の優先度と目標年次

◆優先度の設定

構造形式と設置位置の組み合わせから、優先度をA～Dの4段階に設定する。

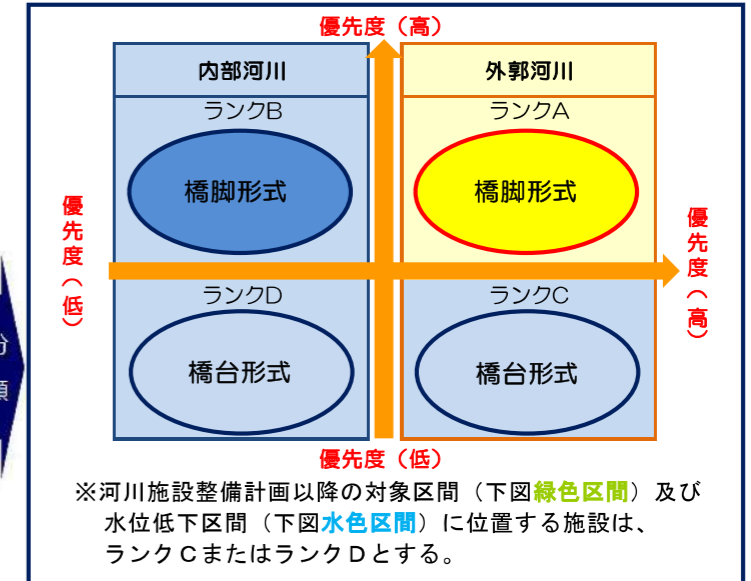


図 東部低地帯の外郭河川と内部河川

◆目標年次

- ランクA：2020年までに耐震診断、及び耐震性を満足するための耐震対策を完了
- ランクB：2022年までに耐震診断、及び耐震性を満足するための耐震対策を完了
- ランクC、D：2022年までに耐震診断を完了（耐震対策の実施は個別に調整）

対象施設 (大田区)

